

## 観覧・鑑賞等補助金交付 判定基準 (抜粋)

1. 会員は、退会後または会員資格喪失後に観覧・鑑賞等補助金申請をすることはできない。
2. 補助額は、原則チケット前売料金で算出する。ただし、当日料金で購入したことが明白な場合は、当日料金で算出する。
3. チケット料金が明白でない場合、支払った金額がわかる書類(領収書や振込の控え)を添付する。  
例：チケットに複数の金額が記載されている場合 (A席・B席など)  
    展覧会など 切り取られる部分に金額が記載されている場合は、観覧前のチケットのコピーを添付する。
4. ゆいワーク以外で購入したチケットでも、すでにゆいワークで同じ公演チケットを購入している場合は 補助対象外とする。
5. チケットの半券は原本添付が原則とする。

※チケットレス(電子チケット・QRコード等)の公演については、購入金額および観覧を証明できるメール等を提示することで 申請受付できる場合がありますので ゆいワークへお尋ねください